

2018年4月4日

共通番号・カードの廃止を目指す市民連絡会 御中

全 労 濟

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

ご質問の回答について

いただきましたご質問について、次のとおりご回答させていただきます。

1. 全労済では、ご契約者様に一定額以上の共済金や年金をお支払いする際、法令にもとづき税務署へ提出する支払調書へマイナンバー（個人番号）を記載することが義務づけられているため、共済金受取人様およびご契約者様のマイナンバー（個人番号）を申告していただくよう、ご協力をお願いしています。
2. 当会では、ご指摘の「番号を提供しない請求者には保険金が支払われないと見解」に立ってはおらず、「『個人番号』の未申告が共済金支払い拒否の理由になる」というような対応も行っておりません。併せて「強制的な番号収集」を行っておりません。
3. 当会の担当者が、ご契約者様などに対して、「個人番号が提供されない場合、共済金が支払われない」とお伝えするようなことや、当会が制作するご案内文書やホームページにこのような記載をすることはございません。
4. ご指摘のWEBサイト「共済・保険ガイド」には、当会は全く関わっておりません。当該WEBサイトに記載されているマイナンバー（個人番号）の説明欄の内容は、当会におけるマイナンバー（個人番号）の取り扱いと異なる内容です。
5. その他、マイナンバー（個人番号）に関する現状や行政通知、報道についての貴会のご見解などについては、貴重なご意見として承りますが、当会としては、これらに対する見解や評価を申し上げる立場にはございませんことをご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上